剰余金処分案

※記載例

当期未処分剰余金がゼロを超える場合は剰余金処分案を作成します。

自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日

円

**Ⅰ　当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）**

1　当期純利益金額 　××

（又は当期純損失金額） (△××)

2　前期繰越剰余金 　××

利益準備金として、当期純利益金額（繰越損失を控除した額）の10分の1以上を積み立てます。

（又は前期繰越損失金） (△××)　　　　 ×××

**Ⅱ　組合積立金取崩額**

教育情報費用繰越金として、当期純利益金額（繰越損失を控除した額）の20分の1以上を積み立てます。（ただし教育情報提供事業を行わない組合や、出資商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はありません。）

1　特別積立金取崩額 　×× ×××

**Ⅲ　剰余金処分額**

1　利益準備金 　××

2　教育情報費用繰越金 　××

3　組合積立金

特別積立金を積み立てることを定款で定めている場合は、当期純利益金額（繰越損失を控除した額）の10分の1以上を積み立てます。

特別積立金 　　　　　 　　　　 ××

4　出資配当金 　××

5　利用分量配当金

配当金は、損失をてん補し、利益準備金、教育情報費用繰越金、定款で定めている場合は特別積立金の積み立てを行った後に、配当できます。

出資配当は、定款で定められた範囲内で払込済み出資額に応じて配当します。利用分量配当は、定款により組合事業の利用分量に応じて配当します。

○○事業配当金 　 ×× ×××

**Ⅳ　次期繰越剰余金** ×××

損失処理案

自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日

円

**Ⅰ　当期未処理損失金**

1　当期純損失金額（又は当期純利益金額） 　××

2　前期繰越損失金（又は前期繰越剰余金） 　×× ×××

**Ⅱ　損失てん補取崩額**

損失てん補の取崩は、定款の定めにより、特別積立金、利益準備金、資本剰余金の順に行います。

また退職給与積立金などの組合積立金は、定款による規定がなくても取り崩します。

1　組合積立金取崩額　　　　　　　　　　　　　　　　××

2　利益準備金取崩額 　××

3　資本剰余金取崩額 　×× ×××

**Ⅲ　次期繰越損失金** 　××